

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	6 件

## 神奈川県国民年金 事案 1948

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年9月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から同年9月まで  
② 平成3年11月

私は、平成3年8月に会社を退職した後に、妻と二人で住所地の市役所行政センターへ出向き、国民健康保険と国民年金の加入義務について担当者から説明を受けて、国民年金の加入手続を行った。また、平成3年11月にも会社を退職したことに伴い、同様の手続を行っていると思う。申立期間の国民年金保険料については、妻が私の分と一緒に金融機関で納付しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月及び同年11月に、会社退職後、国民健康保険への加入と同時に国民年金への加入も行ったと主張しているところ、確かに3年8月及び同年11月に国民健康保険に加入していることが確認できる上、その妻については、申立人の退職に伴い、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が行われていることが推認できることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その妻が自分の分と一緒に金融機関で納付していたと主張しているところ、その妻は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の国民年金保険料も併せて納付したと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

夫が会社を退職したので、夫婦一緒に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。我が家では、国民年金保険料の納付書も公共料金等と一緒に、支払うものはすべて一つの箱に入れ、支払期日に支払っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は国民年金に任意加入中で、かつ、3か月と短期間であり、その前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとされており、当時、申立人の住所など生活状況に特段の変化は認められず、その夫の収入も比較的高かったことがうかがえ、申立人は、国民年金保険料を納付する資力を有していたものと認められることから、申立期間②について、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は見られない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和48年6月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたことがうかがわれるところ、申立期間①の保険料は過年度納付となるため、市役所の出張所では保険料の納付ができず、かつ、申立人の夫もその期間の保険料が未納とされている。

また、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から43年9月まで  
② 昭和60年3月から同年10月まで

申立期間①については、私が結婚式を挙行した昭和41年6月から集金人に国民年金保険料を納付していた。集金人は、私が出産した際の助産師の夫であったので記憶に残っている。

また、申立期間②については、農協か銀行又は市役所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が結婚式を挙行した昭和41年6月から集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①当時、申立人が居住していた市では、申立人の主張するとおり、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、申立人はその集金人について、申立期間①当時、申立人が長女を出産した際の助産師の夫が集金人であったとしていることなど、当時の状況を具体的、かつ、詳細に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和41年8月に、国民年金被保険者資格を強制加入から任意加入に種別変更を行っており、任意加入を行った上で国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険事務所は、申立期間①のうち、当初、納付済みとなっていた記録を申立期間①直後の期間に訂正していることから、申立期間①当時、行政側の記録管理に不備があった可能性がうかがわれる。

- 2 申立期間②については、申立人は、農協か銀行又は市役所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料額等について具体的な記憶は無い上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 6 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1951

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年6月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年6月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和38年8月ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚した41年までの間、私の国民年金保険料を納付していた。結婚後は、私が保険料を市役所の出張所のようなところで納付したか、又は集金人に保険料を納付していた。私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が結婚するまでの間、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①直後の昭和39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料を同年9月に過年度納付していることが確認でき、同じくその時点で過年度納付が可能であった申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、領収印は押印されていないものの、領収証書を所持しており、その領収証書には申立人の国民年金手帳記号番号とは別の番号が誤って記載されていることや、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、当初、申立期間②の翌年の昭和43年4月から同年6月までの期間及び昭和44年度の保険料が未納とされていたが、その後、納付済みに記録訂正されるなど、行政側の事務処理及び記録管理が適切に

行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間①は11か月、申立期間②は3か月とともに短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納していること、及び保険料を前納していることなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1952

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで

私は、結婚した昭和42年4月の直前に、父親から、「20歳になった時から国民年金保険料を納付していた。これからは、自分で保険料を納付するようにしなさい。」と言われ、国民年金手帳を受け取った。父親はしっかりした性格であったので、保険料はすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人が結婚するまでの間、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、父親から、「20歳になった時から国民年金保険料を納付していた。」と言われたことを鮮明に記憶しており、結婚前の期間について、申立期間を除き保険料を完納していることを考え併せれば、申立内容に特段不自然さは見られない。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、その後、国民年金保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、当初、昭和45年10月から46年3月までの期間の保険料が未納とされていたが、申立人が申立期間当時から居住していた市が保管している国民年金保険料検認記録票において、同期間の保険料が納付済みとなっていたことから、その後、同期間が未納から納付済みに記録訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1953

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年2月まで

私は、昭和41年4月ごろ、叔父から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に簡易手帳を貰い、国民年金保険料を納付したことを憶えている。その後、数か月後に社会保険事務所の窓口で手続を行い、その際に国民年金手帳に保険料の領収印を押してもらったことを憶えている。その後、郵便局の窓口で納付書により1年分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際、簡易手帳を貰って国民年金保険料を納付したことや、その後、社会保険事務所の窓口で手続を行い、その際に保険料の領収印を押してもらったことなど、申立期間当時の保険料の納付状況を具体的かつ詳細に記憶しているとともに、申立人が述べる保険料額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に市役所から貰い、現在も所持している簡易手帳により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、その簡易手帳により保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、記録上、国民年金加入期間の保険料がすべて未納とされているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月に払い出されおり、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入した当初の保険料を一度も納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1954

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から42年3月まで

昭和43年に引っ越しをしてからしばらくして、昭和37年6月から42年3月までの4年10か月分の国民年金保険料の納付書・領収証書が送られてきたので、自宅近くの郵便局で納付した。

先日、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、当時納付した保険料額は誤りであり、昭和37年6月から38年6月までの13か月分として充当処理を行っているので、申立期間の保険料を納付していたとは認められないとの回答であった。

国民年金保険料を納付した際に、保険料が足りない旨の通知があったかどうか、また、還付請求書が送付されたかどうか憶えていないが、仮に通知が送付されていれば漏れなく納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書から、申立人は、申立期間を含む昭和37年6月から42年3月までの4年10か月分の国民年金保険料を45年10月28日に一括で納付したことが確認でき、当該領収書は第1回特例納付時に発行されたものと認められるが、当該領収書に記載されている金額は特例納付の金額と異なっており、行政側の事務処理に誤りがあったと認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、当時納付された国民年金

保険料の金額は誤りであり、昭和 37 年 6 月から 38 年 6 月までの 13 か月分として充当した記録があるが、社会保険庁のオンライン記録では、当初、充当された期間の一部が未納となっていたことから、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがわれる。

さらに、納付した国民年金保険料が不足していた際には、社会保険庁から保険料が不足していた旨の通知及び納付書が送付されることになるが、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はおおむね納付済みである上、特例納付を行うなど保険料の納付意欲が高かったものと認められるとともに、当時の申立人の夫の標準報酬月額から不足分の保険料を納付できるだけの十分な資力があつたと推認されることから、申立人が不足分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金保険料が納付済みと記録されている期間の一部について、社会保険庁から送付された納付書で納付していることが確認できることから、納付書が送付されていれば漏れなく納付しているはずであるとする申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1955

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私の妻は、私が会社を退社して何年か経過したころ、私の国民年金の加入手続を行い保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料については、私の年金受給権が将来取得できなくなることを心配していた私の妻が、「あなた（申立人）と私（妻自身）の保険料をさかのぼって一緒に払ってきたよ。」と言って、領収書を私に見せてくれたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人とその妻の保険料を一緒に特例納付したと主張しているところ、特殊台帳から申立人の妻が第3回特例納付を行っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から40年4月までの期間については、厚生年金保険の加入期間であるが、申立人が所持する60年11月12日再発行の年金手帳から、申立人は36年4月1日に国民年金に強制加入していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録によると、平成3年6月6日に国民年金と厚生年金保険の記録が統合されていることから、申立人の妻が特例納付を行った当時、当該期間は国民年金の強制加入期間として取り扱われていたものと考えられ、妻についても、当該期間を含む昭和36年4月から42年3月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、脱退手当金が支給済みであるにもかかわらず、現に国民年金の強制加

入期間として取り扱われ、特例納付により国民年金保険料が納付済みとされている。

さらに、申立人の妻は受給権の取得を目的として前述の昭和36年4月から42年3月までの6年分の国民年金保険料を特例納付しているが、当時、申立人の厚生年金保険の加入記録が統合されていないため、申立人が60歳になるまでに受給権を取得するには妻と同様、約6年分の保険料の納付年数が不足していることから、申立人の妻が、申立人についても自分と同じ36年4月から42年3月までの6年分の保険料を特例納付したと考えるのが自然であり、その保険料額は、申立人が記憶する領収書の金額とおおむね一致する。

しかしながら、昭和36年4月から42年3月までの期間のうち、36年4月から40年4月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、特例納付の対象期間ではなかったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった40年5月から46年3月までの保険料（5年11か月分）を納付したものと考えるのが相当であり、6年分に不足する残り1か月分の保険料については過誤納であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1956

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和50年10月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、3か月ごとに区役所又は銀行で国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、3か月ごとに区役所又は銀行で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では、保険料の納付周期が3か月であったことが確認できるとともに、申立人が述べる保険料額も、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和35年6月30日となっているが、私は昭和35年4月1日から平成9年1月20日まで一貫して同社に勤務した。

昭和35年6月を厚生年金保険被保険者期間としての復活について、迅速な審議をお願いする。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年7月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年7月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 802

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店（現在は、E社。）における資格取得日に係る記録を昭和42年1月6日に訂正し、標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和42年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月6日から同年2月1日まで

社会保険事務所の記録では、昭和42年1月の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。私は、同年1月6日にA社B支店から同社C支店に転勤した。このため同社C支店での厚生年金保険資格取得日は同日が正しいはずである。昭和28年にA社に入社し、平成6年10月31日に退職するまで継続して勤務していた。この間に被保険者資格が途切れることは考えられず、保険料も控除されていたため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主からの人事記録回答書、D健康保険組合からの健康保険加入期間回答書、申立人の雇用保険の記録及び申立人が保管していた事業所が発行した厚生年金保険加入期間調査結果から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務（昭和42年1月6日にA社B支店から同社C支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格取得日について、昭和42年1月6日に届け出る

べきところを、同年2月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年8月17日まで

私は、A社に昭和26年1月13日に営業として入社し、平成元年6月4日付けを以て関連会社に転籍するまで継続して在籍していた。

しかし、社会保険庁の記録ではB支店に異動した昭和32年4月1日から同年8月17日までの4か月間の記録が欠落している。A社に在籍中、一度も退職、転職したことはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書、人事事項記載証明書、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年4月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年8月のA社B支店に係る社会保険庁の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様にA社B支店に転勤してきた複数の者にも被保険者期間の欠落が生じている上、昭和32年8月17日は、当該事業所において複数の新入社員が新規に資格取得した日付であることから、事業主が同年8月17日を資格取得日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 28 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで勤務した A 社での加入記録が無いとの回答をもらった。

保険料控除が確認できる資料等はないが、当時、正社員として業務に就いていたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立期間のうち、社会保険事務所が保有する A 社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名、同生年月日の者の、昭和 25 年 4 月 1 日から同年 6 月 28 日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該期間に係る A 社の被保険者数及び事業内容と申立人の証言する従業員数及び事業内容がほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A 社の事業主は、申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 28 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載より、4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A 社に当時の資料も無い上、同僚等から証言を得ることもできず、このほかに申立て内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 805

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年3月13日に厚生年金被保険者の資格を取得し、49年12月21日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月から49年5月までの期間は11万8,000円、同年6月から同年11月までの期間は15万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月24日から49年12月21日まで  
私は、平成20年10月3日に社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会をした結果、申立期間の加入記録が無いとの回答でした。  
しかし、A社は昭和48年3月にB町へ移転したが、私は継続勤務していた。給与明細書、離職証明書もあるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書及びA社が発行した離職証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名、同生年月日の者に係る昭和48年3月13日から49年12月21日までの厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和48年3月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年12月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿から、昭和48年3月から49年5月までは11万8,000円、同年6月から同年11月までは15万円とすることが妥当である。

## 神奈川県国民年金 事案 1957

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私の将来のために母親が行い、国民年金保険料の納付も母親が行っていた。保険料の集金は、町内会の各戸が毎月交代で担当しており、集金人に保険料を渡すと、領収カードに印鑑を押してくれた。そのため、国民年金手帳についての記憶はあまりないが、必ず保険料は、母親が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母親が行ったと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月に払い出されており、同時期に加入手続を行ったと推測され、その時点において、申立期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間当時居住していたとする市の被保険者名簿の検認記録欄にも、時効により保険料を納付できないことを示すゴム印が押されており、加入手続を行った時点において、過年度により納付することができた申立期間の過半の保険料についても、被保険者名簿の検認記録欄には、保険料を納付することなく、時効により保険料が納付できなくなった期間であることを示すゴム印が押されていることが確認

できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1958

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間及び37年1月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで  
② 昭和37年1月から42年3月まで

私は、昭和41年ごろ夫婦で会社を設立した際、訪問してきた市役所の集金人から国民年金の加入を熱心に勧められたので、集金人に依頼して国民年金の加入手続を行った。昭和36年度までさかのぼって国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろ、集金人に依頼して国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で45年1月に職権適用で払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和41年ごろ、昭和36年度までさかのぼって国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、昭和41年ごろの時点では、時効により昭和36年度までさかのぼって保険料を納付することはできず、かつ、集金人は、過年度分の保険料を収納することはできない。

さらに、申立人が申立期間について納付したと主張している国民年金保険料の金額は、昭和45年7月から実施された第1回の特例納付による

保険料額とおおむね一致しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする 41 年ごろには、この特例納付は実施されておらず、申立人がさかのぼって納付したとする保険料は、現に申立人が第 1 回の特例納付により納付している昭和 42 年度以降の期間についての保険料と考えるのが合理的である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1959

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年11月まで

私は、昭和36年に区役所から国民年金への加入を勧める書類が届いたので、区役所の支所で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、国民年金手帳が届くまでは、納付書が送られてきたのでそれで郵便局で納付し、その後は、国民年金手帳を持って郵便局で納付していたのに、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に区役所から国民年金の加入勧奨書類が届いたので加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年1月に払い出されていることが確認でき、申立人は44年12月5日に国民年金に任意加入していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された以前の申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできず、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区では、申立期間当時の国民年金保険料は、印紙検認方式及び金融機関に備えられた納付書により納付することになっており、国民年金手帳の送付前に納付書を送付していなかったことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1960

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年6月までの期間、53年11月から54年2月までの期間、56年4月から同年7月までの期間、57年3月から同年5月までの期間及び60年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年6月まで  
② 昭和53年11月から54年2月まで  
③ 昭和56年4月から同年7月まで  
④ 昭和57年3月から同年5月まで  
⑤ 昭和60年5月から同年7月まで

昭和36年8月から勤務した会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①は国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所職員から渡された、付加価値が付いた国民年金保険料額が記載された納付書で保険料を納付した。

申立期間③から⑤までは、国民年金に加入する際に、区役所で付加保険料を納付する旨の申し出を行い、付加保険料を併せて、毎月納付していたにもかかわらず、国民年金に加入していないこととされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも国民年金の未加入期間とされており、申立人の所持する3冊の年金手帳でも、申立期間①から⑤までについて国民年金に加入した形跡はみられない。

また、申立人は、申立期間①から⑤までの期間の国民年金保険料を毎

月納付していたとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市で、保険料を毎月納付することとされたのは、申立人の保険料が納付済みとされている昭和61年4月からである。

さらに、申立期間は5回に及び、これだけの回数の事務処理を行政側が誤ることも考えにくい上、申立期間以外にも国民年金の未加入期間が散見される。

加えて、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1961

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年6月までの期間、同年9月から39年7月までの期間、同年10月から42年2月までの期間及び60年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年3月から38年6月まで  
② 昭和38年9月から39年7月まで  
③ 昭和39年10月から42年2月まで  
④ 昭和60年3月から同年9月まで

申立期間①、②及び③については、私の義理の叔母が私の国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

また、申立期間④については、私の妻が国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、申立人の義理の叔母が国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は加入手続等にほとんど関与していなかったとともに、義理の叔母とは音信不通であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月に払い出されており、それ以前の申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えら

れ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④については、申立人は、申立人の妻が農協か銀行又は市役所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料額等について、申立人自身は具体的な記憶が無い上、一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1962

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私は、20歳の時から国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、毎月、町役場の窓口で納付し、その際に国民年金手帳に検認印を押された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自ら経営する理容店に隣接する地域に工業団地があり、若い人が大勢利用してくれたので、店は繁盛しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和50年度から52年度までの国民年金保険料については、前年の所得が一定金額以下である等の要件に該当した場合に認められる申請免除が行われていることが確認できる。

また、申立人は、自分が前妻の分と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の前妻も、昭和47年10月以降の国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1963

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から56年1月まで

私は、昭和55年から56年ごろ、夫から、国民年金保険料を過去にさかのぼって一括納付できると聞いたので、国民年金に加入すると同時に過去にさかのぼって保険料をまとめて納付したのに、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、国民年金に加入すると同時に特例納付したと主張しているが、申立人が国民年金の資格を取得した時期は、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳から、昭和56年2月となっていることが確認でき、これ以前の申立期間については、国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に任意加入した昭和56年2月は、特例納付が実施されておらず、申立人は国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1964

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から60年3月まで

私は、近所の人から国民年金の加入を勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。また、社会保険事務所から国民年金保険料の納付の促進に関する説明書と納付書が郵送されてきた。すぐに社会保険事務所に出向いたところ、担当者から、「納付書に記載されている金額の保険料を納付すれば、満額の受給額を受けることができます。」と説明を受けたので、後日、社会保険事務所の窓口で申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間のうち、昭和52年1月及び同年2月の保険料が未納で、同年3月から60年3月までの期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立期間の保険料を一括して納付するには、申立期間以降に特例納付するほかないが、申立期間は、特例納付することができない国民年金の任意加入期間である上、申立期間以降は既に特例納付制度が実施されていないことから、申立内容と合致しない。

また、申立人の特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が昭和52年3月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金の第3号被保険者として再加入した61年4月までの間、国民年金に加入した形跡が見受けられないことから、申立期間のうち、52年3月から60年3月までの期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1965

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から42年3月まで

昭和40年7月ごろ、母親の国民年金保険料を徴収していた徴収人に勧められ、母親が私の国民年金の加入手続を行った。母親は申立期間の国民年金保険料を市役所で納付したと思うとしている。

母親は、私と同様に、弟が20歳になった時も弟の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付しているので、姉である私の国民年金保険料も納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和40年7月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年7月に申立人の弟と連番で払い出されており、前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から申立人及びその弟は、同年6月に加入手続を行ったと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間当時から国民年金の加入手続を行ったと推認できる時期までの間、同一区内に居住していたことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくい。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和44年6月時点でさかのぼって納付が可能な申立期間直後の42年4月から44年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているとともに、申立人の

弟についても、加入手続を行ったと推認できる同年6月時点で20歳までさかのぼって納付が可能な43年12月から44年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の母親は、同年6月に申立人及びその弟の国民年金の加入手続を行った時点でさかのぼって納付が可能な期間の保険料をすべて納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親からも具体的な証言を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1966

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成7年12月まで

私は、申立期間当時、定期的に自宅に来ていた集金人等に国民年金保険料を納付していた。私は、その当時、会計事務所等に勤務しており、金銭的に困難で保険料を納付できなかったなどの事情もなかったため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が居住していた区が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和53年11月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、再加入した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、仮に、申立人が60歳以降に国民年金に任意加入した場合でも、制度上65歳の誕生日の前日をもって国民年金の資格が喪失されることになることから、申立期間のうち、その時点で申立人が65歳に達している平成7年12月については、国民年金の資格を得ることができない無資格期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1967

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から同年12月まで

私は、勤務先の会社を退職した昭和62年7月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、次の会社に就職する直前の同年12月までの間、私は市役所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年7月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見受けられないことから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、市役所の窓口で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住している市の記録によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1968

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から40年3月まで

私の妻は、昭和36年11月から国民年金保険料を納付しているのに対して、私の保険料の納付記録が40年4月から納付済みとされている。妻は、昔から私を中心に考えていたので、妻が先に自分だけ国民年金に加入していたとは考え難いことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその妻も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和36年11月ごろに払い出されており、同月からの保険料が現年度納付されているのに対して、申立人の国民年金手帳記号番号は43年10月ごろに払い出されており、申立期間直後の40年4月からの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、

申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1969

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から44年3月まで

私の夫は、昭和41年1月に転居した時、町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入してからは、私自身が町役場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和41年1月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年7月ごろに払い出されており、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は36年1月から同年10月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1970

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 40 年 8 月までの期間及び 41 年 3 月から 53 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 40 年 8 月まで  
② 昭和 41 年 3 月から 53 年 8 月まで

私の妻は、申立期間①及び②について、納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻も既に他界しているため、申立期間①及び②の保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が居住する区が保管する国民年金被保険者名簿によると、国民年金の資格取得時期が平成 6 年 2 月となっていることから、申立期間①及び②は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②は、合計 175 か月に及び、かつ、申立期間①及び②は二つの区にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政が誤ることも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 30 日から 62 年 2 月 2 日まで  
私が社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間も継続してA社に勤務していたのに、申立期間の被保険者記録が欠落することに納得できないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の役員の証言により、申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 48 年 2 月 28 日に全喪しており、62 年 2 月 2 日に新規適用事業所となるまでは、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当時の同僚の1人は「退職する数か月前から給料がきちんと支給されなくなり、自分の年金記録も昭和 47 年 10 月までになっているので、そのころから保険料が控除されていなかったと思う」と証言している上、申立人の申立期間の勤務について証言している役員も「申立期間当時、会社は倒産して給与もきちんと支払われていなかった」と述べており、当該役員も 47 年 8 月 31 日の資格喪失日後の同年 9 月から国民年金に加入し、申立期間の大部分について、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人は平成 14 年にA社を退職するまで、申立期間中の昭和 47 年 10 月に国民年金に加入し、53 年 4 月から 62 年 1 月まで国民年金保険料が納付されている記録になっていることを知らなかったと主張しているが、申立人の妻は、57 年 1 月から 62 年 1 月まで国民年金保険料の免除

の申請を行い、申立人がA社で厚生年金保険の資格を再取得した同年2月から3号被保険者資格を取得している記録となっており、申立人の申立期間に係る年金についての記憶が曖昧である。

加えて、A社は、当時の人事及び給与関係書類を保存しておらず、申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月初めから同年 6 月 15 日まで  
学校を卒業して昭和 31 年 4 月初めから A 社に勤務した。同社では販売とそれに伴う事務を担当した。勤務した期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の同僚の証言から、申立人は高校を卒業してすぐに同社に勤務したことは推認される。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の同期であり高校の同級生でもあった複数の同僚 3 名も資格取得日は申立人と同様に「昭和 31 年 6 月 15 日」とされていることから、必ずしも A 社は従業員を採用すると同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人が記憶している同僚のうち 1 名は、「昭和 31 年 4 月から勤務したが、年金のことは覚えていない。」と供述している上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの確認ができない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで  
平成 2 年 7 月から 9 年 12 月に退職するまで A 社の実質的な事業主として、月給 53 万円を超える給与をもらっていた。

しかし、平成 4 年 11 月頃の 2 か月間ほど保険料を滞納したため、社会保険事務所の係員の指導の下、標準報酬月額を減額することで調整を行った。

その当時のことは、長い時間が経過したため具体的な事項は判然としないが、本来の標準報酬月額である 53 万円に対応する保険料を給与から控除されていたので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、当該事業所が、平成 6 年 5 月 2 日に、5 年 10 月適用の算定基礎届（標準報酬月額 98 万円）を取り消し、4 年 11 月にさかのぼって標準報酬月額を 8 万円とする月額変更届を新たに提出するとともに、これに合わせる形で 5 年 10 月の算定基礎届では標準報酬月額を 8 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正したことが確認できる。

また、平成 6 年 8 月 12 日に、同年 10 月 1 日分として標準報酬月額を 8 万円とする算定基礎届が提出され、以降の算定基礎届もこれにあわせる形で低額の標準報酬月額の提出が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議したと述べている。

加えて、社会保険庁の記録で標準報酬月額の訂正がなされているのは実質上の経営者である申立人、専務等の当該事業所の運営に携わっていた者 3 人のみであることから、厚生年金保険に係る事務について権限を有する

役員として標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 35 年 9 月まで

社会保険庁の記録によると、昭和 29 年 5 月から 35 年 9 月までの期間における被保険者期間が欠落しているが、当時従業員が 8 名の A 工場の B 管理者として勤務していたので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

なお、同染色工場は、昭和 36 年ごろ火災に遭い、工場を閉鎖している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立事業所は、社会保険庁の記録では厚生年金保険適用事業所としての存在が確認できなかった。

さらに、申立人が同僚としている事業主の子供には、厚生年金保険の被保険者期間が無い。

加えて、申立期間に係る雇用保険の記録が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 11 月 30 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成 10 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときから、平成 9 年 1 月にさかのぼって標準報酬月額が 50 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられている。

当時は会社が約束手形の不渡りにより倒産した時期であったが、自分の給与は 50 万円くらいであり、保険料も控除されていた。

給与明細書と確定申告書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であり、申立てどおり厚生年金保険料が給与より控除されていたことが、登記簿謄本、給与明細書及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 12 月 1 日）の後の同年 12 月 17 日付けで、9 年 1 月から 10 年 11 月までの 23 ヶ月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが、社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は「A社は、平成 10 年 11 月に約束手形の債務不履行により倒産し、当月支払予定の社会保険料を滞納することになった。税務署の差押えもあり、滞納社会保険料に充当できるものは無かった」と述べている上、経理担当の元従業員も「会社倒産以前から滞納社会保険料があり、分割で納付していた」と証言している。

また、申立人は当該標準報酬月額減額の経緯について、「記憶していない」と証言しているが、申立人は、同社の代表取締役であったことから、事業主として、申立期間に係る標準報酬月額減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで  
平成 20 年 4 月に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和 63 年 3 月から A 社に勤務し、同年 11 月末まで在職して 11 月分の給与から保険料を引かれていたように記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 63 年 11 月 30 日まで A 社に勤務していたと主張しているものの、雇用保険被保険者記録によれば、申立人の離職日は、昭和 63 年 11 月 29 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、同僚に照会を行ったが、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができず、同社にも照会を行ったが、人事記録等の関連資料は既に無く、これらの資料を得ることもできない。

さらに、申立人は、A 社での給与の金額や、保険料の控除など、当時の記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。